

会員規定

CD-002-001A

株式会社 CDC 研究所（以下 CDC 研究所）の会員規定を以下に定める。

1. 会員種別

会員とは以下の会員を指す。

- (1) 賛助会員 : CDC 研究所の会員規定に同意する法人、および個人
- (2) 利用会員 : 賛助会員の内、CDC 研究所がクラウド上で提供する EDA サービスを利用する、あるいは利用する予定のある法人および個人

2. 賛助会員

(1) 会費

賛助会員の会費は無償とする。

(2) 要件

賛助会員は、EDA ツールを使う、使わない、あるいは既存の契約がツールベンダーと有る無しの区別なく、CDC 研究所の会員規定に同意する法人、および個人とする。

(3) 会員向けウェブサイトへのアクセス

賛助会員は CDC 研究所が開設する賛助会員向けウェブサイトへアクセスすることができる。ただし、当初は本ウェブサイトが未開設であることを了解する。CDC 研究所は開設後速やかにアクセスするための情報を賛助会員へ連絡する。

(4) 会員名の開示

CDC 研究所はウェブサイトにおいて、賛助会員名（法人名、個人会員の氏名）を、開示することに同意する。ただし、特別な理由により開示を望まない場合は非開示にする場合がある。

この定めに係わらず CDC 研究所は、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合に、賛助会員情報を開示する場合がある。

(5) 入会

[入会の申込]

賛助会員になろうとする者は、別に定める賛助会員入会申込書(法人、個人)を代表取締役宛に提出し、承認を得なければならない。

[入会審査基準、許諾通知]

CDC 研究所は入会申込みに対し 2.(2)に定める適格要件を満たす者（法人、個人）であることを確認の上、遅滞なく審査し、賛助会員として承認したか否かの通知を申込者に対しておこなう。

[入会承認の取消]

入会承認後、入会申込書ほか入会時の提出資料の記載内容に虚偽ないし重要な誤りが

あると認められたときは、取締役会の議決により入会承認を取り消すことができる。

[入会の時期]

代表取締役が入会を許可した日をもって入会とする。

[賛助会員の連絡義務]

賛助会員は、登録内容に変更があった場合、速やかに変更手続きをおこなうものとする。

(6) 会員資格の喪失

[会員資格の喪失]

賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を喪失する

- ① 退会したとき
- ② 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- ③ 死亡、又は失踪宣告を受けたとき
- ④ 法人が解散し、又は破産したとき
- ⑤ 重要な届出事項変更の連絡がなされなかったとき
- ⑥ 除名されたとき

[退会]

賛助会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を代表取締役に提出しなければならない。

[除名]

賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、取締役会においてこれを除名することができる。

- ① 本会の規定に違反したとき
- ② 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- ③ その他除名すべき正当な理由があるとき

本規定により、賛助会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決をおこなう取締役会において、当該会員に抗弁の機会を与えなければならない

[会員資格の喪失に伴う権利及び義務]

賛助会員が上記規定により資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。賛助会員がその資格を喪失しても、会員の拠出金品は返還しない。

3. 利用会員

(1) 会費

利用会員の会費は無償とする。

(2) 要件

利用会員は、CDC 研究所がクラウド上で提供する EDA サービスを利用する、あるいは利用する予定のある賛助会員であり、EDA サービス利用 ID の発行を受けた賛助会員とする。

EDA サービス利用 ID の発行に際して1万円を支払うものとし、この1万円は Deposit の一部として充当する。

(3) EDA サービスの利用

CDC 研究所は、別に定める EDA サービス利用規定に従ってクラウド上で EDA ツールを使用する環境を利用会員に提供する。利用会員は EDA サービス利用規定に従って EDA サービスを利用することができる。

(4) 入会

[入会の申込]

利用会員になろうとする者は、別に定める利用会員入会申込書を代表取締役宛に提出し、承認を得なければならない。

[入会審査基準、許諾通知]

CDC 研究所は入会申込みに対し、3.(2)に定める適格要件を満たす者（法人、個人）であることを確認の上、遅滞なく審査し、利用会員として承認したか否かの通知を申込者に対しておこなうとともに、許諾者に EDA サービス利用 ID を発行する。

[不服申立、再審査]

入会申込者は、CDC 研究所から利用会員として認められない旨の通知を受けた際、審査に不服・疑義がある場合は、事務局にその旨連絡し、取締役会での再審査を依頼できる。ただし再審査依頼者はこの手続きには一定の時間がかかる旨、あらかじめ了解したものとする。

[入会の時期]

EDA サービス利用 ID を発行したときをもって入会とする。

(5) 会員資格の喪失

[会員資格の喪失]

利用会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を喪失する

- ① 退会したとき
- ② 賛助会員の資格を失ったとき
- ③ 除名されたとき

[退会]

利用会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を代表取締役に提出しなければならない。

[除名]

利用会員が次の各号のいずれかに該当するときは、取締役会においてこれを除名することができる。

会員規定

CD-002-001A

- ① 本会の規定に違反したとき
- ② EDA 使用料金の滞納を繰り返したとき
- ③ 他の利用会員に対して甚大なる不具合を生じさせたとき
- ④ EDA サービス利用規定に違反したとき
- ⑤ 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- ⑥ その他除名すべき正当な理由があるとき

本規定により、利用会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決をおこなう取締役会において、当該会員に抗弁の機会を与えなければならない

【会員資格の喪失に伴う権利及び義務】

利用会員が上記規定により資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。利用会員がその資格を喪失しても、会員の抛出金品は返還しない。

以上